（様式５－２）

京都府指令　障第　　　号

住　所

氏　名

　令和　年　月　日付け京都府指令第　号による選定については、京都府依存症専門医療機関選定要綱第14条第３項に基づき、下記のとおり取消します。

令和　　年　　月　　日

京都府知事

記

|  |  |
| --- | --- |
| 今回取消す  依存症の種類 | １　アルコール　　　２　薬物　　　　３　ギャンブル |
| 取消しを  行った理由 |  |

留意事項

・　選定を取り消された依存症の種類を明示している場合は、速やかに広告をとりやめていただきますようお願いします。

・　協定書第３条第１項の規定に基づき知事が選定の取消しを行った保険医療機関については、協定書第４条第２項の規定に基づき京都市においても選定の取消しをしたものとして取り扱われます。

（教示）

１　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。